

## 公共施設及び市主催事業・イベント等の休館・休止期間延長について

### 1 公共施設等の休館

令和2年5月6日まで休館としている市内公共施設については、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあることから休館期間を同年7月31日まで延長する。

なお、緊急事態宣言が解除された場合には、あらためて再開の可否を判断する。

### 2 市主催事業・イベント等の休止

公共施設同様に、市主催事業・イベント等についても、休止期間を令和2年7月31日まで延長する。

なお、緊急事態宣言が解除された場合には、あらためて実施の可否を判断する。

(市主催事業等の休止に関する今後の周知・案内)

現在、市ホームページにおいて、緊急事態宣言期間中(令和2年5月6日まで)の市主催事業・イベントの休止(中止)の一覧を案内している。

5月7日以降においても緊急事態宣言が継続された場合は、上記一覧は更新せず、市報・ホームページ等の広報媒体において次のように記載する。

(記載内容)

新型コロナウイルス感染症により、市主催事業・イベント等は、当面7月31日まで原則休止といたします。

緊急事態宣言が解除された後、実施の可否を判断の上、あらためてご案内いたします。

市の主催事業等に関し、ご不明な点がございましたら、各担当部署にお問い合わせください。

●市の公共施設は、7月31日までの間、休館とさせていただきます。

休館とする公共施設について詳しくは、市HPをご確認ください。

緊急事態宣言が解除された後、開館時期をあらためて判断いたします。

●市が主催する行事についても同様に7月31日までの間、休止（中止）とさせていただきます。

詳しくは、市HPをご確認ください。

緊急事態宣言が解除された後、あらためて実施の可否を判断させていただきます。